

令和4年10月21日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

有毒植物による食中毒予防の徹底について

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課長から、次のとおり通知がありました。
つきましては、貴組合員並びに従業員への周知方よろしくお願いいたします。

国通知の概要

今般、有毒植物(クワズイモ)を誤って食用として流通・販売され、これを購入し、喫食したことによる食中毒事例が発生した。

については、青果販売業者向けの手引書には、有害植物による食中毒を予防するためのポイント等が記載されていることから、これら手引書も参考に、仕入れ・検品等の工程における衛生管理を徹底するよう、野菜果実販売業者等へ注意喚起の実施をお願いする。

参 考

●厚生労働省ホームページ

- ・ HACCP の考え方を取り入れた衛生管理のための手引書

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00003.html

- ・ 自然毒のリスクプロファイル

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou__iryuu/shokuhin/syokuchu/poison/index.html

●県ホームページのアドレス

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/e8z/cnt/f6576/p798289.html>